

吸収合併に係る事後開示書面

(会社法第 801 条第 1 項および会社法施行規則第 200 条に基づく書面)

タマホーム不動産株式会社との合併について

2022 年 5 月 31 日

タマホーム株式会社

2022年5月31日

吸収合併に係る事後開示書面

東京都港区高輪三丁目22番9号
タマホーム株式会社
代表取締役 玉木伸弥

当社は、2022年4月11日付でタマホーム不動産株式会社との間で締結した合併契約に基づき、2022年5月31日を効力発生日として、当社を吸収合併存続会社、タマホーム不動産株式会社を吸収合併消滅会社とする吸収合併（以下総称して「本合併」といいます。）を行いました。本合併に関し、会社法第801条第1項および会社法施行規則第200条に定める事項は、以下のとおりです。

1. 合併が効力を生じた日（会社法施行規則第200条第1号）

2022年5月31日

2. 吸収合併消滅会社における会社法第784条の2の規定による請求に係る手続の経過、同法第785条および第787条の規定ならびに同法第789条の規定による手続の経過（会社法施行規則第200条第2号）

(1) 吸収合併をやめることの請求

タマホーム不動産株式会社が発行する全株式を当社が保有しているため、本合併に関し、会社法第784条の2の規定に基づく株主からの本合併をやめることの請求について、該当事項はありません。

(2) 反対株主の株式買取請求

タマホーム不動産株式会社が発行する全株式を当社が保有しているため、本合併に関し、会社法第785条第1項の規定に基づく株主からの株式買取請求について、該当事項はありません。

(3) 新株予約権買取請求

タマホーム不動産株式会社は、新株予約権および新株予約権付社債を発行していなかったため、本合併に関し、会社法第787条の規定に基づく新株予約権者からの新株予約権買取請求について、該当事項はありません。

(4) 債権者の異議

タマホーム不動産株式会社は、会社法第789条第2項の規定に基づき、2022年4月21日付の官報に合併公告を掲載するとともに、知っている債権者に対し各別の催告を行いました。異議申述期限までに異議を述べた債権者はありませんでした。

3. 吸収合併存続会社における会社法第 796 条の 2 の規定による請求に係る手続の経過、同法第 797 条および第 799 条の規定による手続の経過（会社法施行規則第 200 条第 3 号）

(1) 吸収合併をやめることの請求

本合併は、会社法第 796 条第 2 項本文に規定する場合に該当するため、当社の株主は、同法第 796 条の 2 の規定による本合併をやめることの請求はできません。

(2) 反対株主の株式買取請求

本合併は、会社法第 796 条第 2 項本文に規定する場合に該当するため、当社の株主は、同法第 797 条第 1 項の規定による株式の買取請求をすることはできません。

(3) 債権者の異議

当社は、会社法第 799 条第 2 項および第 3 項の規定に基づき、2022 年 4 月 21 日付の官報および電子公告において、債権者に対し、本合併に対する異議申述の公告を行いました。異議申述期限までに債権者からの異議の申出はありませんでした。

4. 吸収合併により吸収合併存続会社が吸収合併消滅会社から承継した重要な権利義務に関する事項（会社法施行規則第 200 条第 4 号）

当社は、タマホーム不動産株式会社の資産・負債およびその他の権利義務の一切を承継しました。

5. 会社法第 782 条第 1 項の規定により吸収合併消滅会社が備え置いた書面または電磁的記録に記載がされた事項（会社法施行規則第 200 条第 5 号）

別紙のとおりです。

6. 合併の変更の登記をした日（会社法施行規則第 200 条第 6 号）

2022 年 6 月 1 日（予定）

7. 上記のほか、合併に関する重要な事項

該当事項はありません。

以 上

別 添

会社法第 782 条第 1 項の規定により吸収合併消滅会社が備え置いた
書面または電磁的記録に記載または記録がされた事項

吸収合併に係る事前開示書類
(会社法第 782 条第 1 項に基づく書面)

タマホーム株式会社との合併について

2022 年 4 月 11 日

タマホーム不動産株式会社

2022年4月11日

東京都港区高輪3丁目22番9号
タマホーム不動産株式会社

当社を合併消滅会社、タマホーム株式会社(東京都港区高輪三丁目22番9号)を合併存続会社とする合併手続に関する、会社法782条第1項及び会社法施行規則第182条に定める事項は下記の通りです。

1. 合併契約(会社法782条第1項)

別紙①の通り、2022年4月11日付で、合併契約を締結いたしました。

2. 対価の相当性及び割当の相当性

合併存続会社であるタマホーム株式会社は、当社の発行済株式の全てを保有しているため、合併に際して株式の発行及び金銭等の交付は行われません。

3. 新株予約権の承継に関する相当性

当社は、新株予約権を発行していません。

4. 合併存続会社の最終事業年度に係る計算書類等に関する事項

別紙②をご参照ください。

5. 合併存続会社の重要な後発事象に関する事項

合併存続会社において、最終事業年度末日後に発生した重要な財産の処分、重大な債務の負担その他の会社財産の状況に重要な影響を与える事象はありません。

6. 当社の重要な後発事象に関する事象

当社において、最終事業年度末日後に発生した重要な財産の処分、重大な債務の負担その他の会社財産の状況に重要な影響を与える事象はありません。

7. 債務履行の見込みに関する事項

当社及び合併存続会社の最終事業年度に関わる貸借対照表における資産の額、負債の額及び純資産の額は下表の通りであり、本合併後、合併存続会社の資産の額は負債の額を十分に上回ることが見込まれます。

	資産の額	負債の額	純資産の額
当社(連結)	31百万円	385百万円	-354百万円
合併存続会社	88,054百万円	65,853百万円	22,201百万円

以上

合併契約書





合併契約書

タマホーム株式会社（以下「甲」という）とタマホーム不動産株式会社（以下「乙」という）は、会社法第 748 条および同法第 749 条に基づき、次の内容のとおり合併契約（以下「本契約」という）を締結する。

（合併の方法）

- 第1条 甲および乙は、契約当事者として本契約に従い、甲を合併存続会社とし、乙を合併消滅会社として合併（以下「本合併」という）することにつき、甲が乙の発行済株式の全てを所有している特別支配会社であることから、乙においては、会社法第 784 条に基づく略式合併手続きによるものとし、甲においては、甲の取締役会決議での承認を受けることを停止条件として、同法第 748 条に定める合併契約を締結するものとする。
- 2 本合併に係る合併存続会社ならびに合併消滅会社の商号および住所は、次の各号に示すとおりである。
- (1) 合併存続会社（甲）
商号：タマホーム株式会社
住所：東京都港区高輪三丁目 22 番 9 号
 - (2) 合併消滅会社（乙）
商号：タマホーム不動産株式会社
住所：東京都港区高輪三丁目 22 番 9 号

（本合併の効力発生日）

第2条 本合併の効力発生日は、2022 年 5 月 31 日とする（以下「合併効力発生日」という）。ただし、合併手続上の必要性その他の事由により必要のあるときは、各契約当事者間で協議の上、法令および定款に従って適法に変更手続を協力して行うものとする。

（合併に際して発行する株式）

第3条 合併存続会社の甲は、合併消滅会社の乙が本日現在までに発行した株式の全てを保有しているため、会社法第 785 条に基づき合併消滅会社において反対株主の株式買取請求手続きを行う必要もなく、本合併に際して、甲および乙は、新株の発行、発行済株式の交付、株式に代わる金銭等の交付は行わないものとする。

（増加すべき存続会社の資本金等）

第4条 合併存続会社の甲は、本合併により、資本金、資本準備金および利益準備金の増加は行わない。ただし、合併効力発生日における合併消滅会社の乙の資産および負債の状態により変更の必要が生じた場合は、契約当事者間で協議の上、本契約

を再度締結の上、適法な本契約の承認を経ることにより、契約当事者は、変更することができるものとする。

(会社財産の引継ぎ)

- 第5条 合併消滅会社の乙は、2021年5月31日現在の貸借対照表その他同日現在の計算（以下「貸借対照表等」という）を基礎とし、これに合併効力発生日に至るまでの増減を加除した一切の資産、負債および権利義務を包括的に合併効力発生日において甲に引継ぎ、甲はこれを継承する。
- 2 合併消滅会社の乙は、2021年5月31日から合併効力発生日に至るまでの間に資産および負債に変動を生じたものについては、別に計算書類を添付してその内容を甲に明示する。

(善管注意義務)

- 第6条 契約当事者の甲および乙は、本契約締結後合併効力発生日に至るまで、善良な管理者の注意をもって、それぞれの業務の執行および財産の管理、運営を行うものとし、各社の貸借対照表等に影響が生じる合併差損の計上等、その財産および権利義務に重大な影響を与えるおそれが生じる行為を禁じ、それらの行為を行う際には、予め契約当事者間で協議し、法令および定款に違反しない限り、書面合意の上、これを行うものとする。

(従業員の地位承継)

- 第7条 合併存続会社の甲は、合併消滅会社の乙従業員全員の労働者たる法的地位について、合併効力発生日をもって、甲の従業員として引き継ぐものとする。
- 2 雇用契約が承継される乙の従業員の退職金および勤続年数、労働条件等については、合併消滅会社の乙における基準に基づいて通算されるものとする。なお、その他の事項については、甲が各労働契約当事者と協議のうえ具体的な内容を決定し、個別の労働契約等の内容を明示して通知するものとする。

(本契約の承認)

- 第8条 本合併は会社法第796条第2項に定める簡易合併及び同法第784条第1項に定める略式合併の規定により、合併存続会社及び合併消滅会社において本契約に関する株主総会の承認を得ることなく行うものとする。

(合併条件の変更および本契約の解約)

- 第9条 本契約締結後合併効力発生日に至るまでの間において、天災地変その他の事由により、契約当事者の財産状態、経営状態に関して重大な変動が生じたとき、または重大な瑕疵が発見されたときは、契約当事者間で協議の上、本契約における合併条件を変更する申し出を行い、または本契約の解約合意を申し出ることができる。

(本契約の効力)


第10条 本契約は、法令および定款に従った契約当事者の適法な機関決定による承認が得られないとき、または法令に定められた関係官庁の承認が得られないときは、直ちにその効力を失うものとする。


(本契約に定めのない事項)

第11条 本契約に規定のない事項および本契約の規定の解釈に疑義が生じた事項については、本契約の趣旨に従い、甲および乙は契約当事者間で協議の上、当該事項を書面に定めて合意形成するものとする。

以上の本契約が有効に締結されたことを証するため、本契約書1通を作成し、甲乙は記名捺印の上、これを甲が保有し、乙は原本の写しを保有する。

2022年4月11日

(甲) 東京都港区高輪三丁目22番9号
タマホーム株式会社
代表取締役 玉木 伸弥 

(乙) 東京都港区高輪三丁目22番9号
タマホーム不動産株式会社
代表取締役 福田 雅之 



貸借対照表 (2021年5月31日現在)

(単位：百万円)

科目	金額	科目	金額
資産の部		負債の部	
流動資産	64,175	流動負債	62,538
現金及び預金	30,658	工事未払金	13,510
完成工事未収入金	86	短期借入金	4,955
売掛金	332	1年内返済予定長期借入金	89
販売用不動産	9,234	リース債務	3
未成工事支出金	12,107	未払金	2,151
仕掛販売用不動産	10,225	未払費用	4,721
材料貯蔵品	182	未払法人税等	2,528
前渡金	184	未払消費税等	1,898
前払費用	686	未成工事受入金	25,587
関係会社短期貸付金	75	前受金	241
その他	409	預り金	4,676
貸倒引当金	△7	前受収益	516
固定資産	23,879	完成工事補償引当金	1,341
有形固定資産	15,406	賞与引当金	232
建物	7,729	資産除去債務	7
構築物	1,084	その他	75
車両運搬具	14	固定負債	3,315
工具器具備品	133	長期借入金	74
土地	6,426	リース債務	12
建設仮勘定	18	資産除去債務	1,576
無形固定資産	930	その他	1,651
借地権	747	負債合計	65,853
ソフトウェア	166	純資産の部	
その他	16	株主資本	22,182
投資その他の資産	7,542	資本金	4,310
投資有価証券	289	資本剰余金	4,249
関係会社株式	1,877	資本準備金	4,249
出資金	0	利益剰余金	13,622
長期貸付金	74	利益準備金	9
関係会社長期貸付金	2,272	その他利益剰余金	13,612
破産更生債権等	587	別途積立金	850
長期前払費用	241	繰越利益剰余金	12,762
繰延税金資産	1,783	自己株式	△0
敷金及び保証金	2,609	評価・換算差額等	19
その他	90	その他有価証券評価差額金	19
貸倒引当金	△2,284	純資産合計	22,201
資産合計	88,054	負債・純資産合計	88,054

(注) 記載金額は、百万円未満の端数を切り捨てて表示しております。

損益計算書 (2020年6月1日から2021年5月31日まで)

(単位：百万円)

科目	金額	
売上高		
完成工事高	173,087	
その他の売上高	37,760	210,847
売上原価		
完成工事原価	131,597	
その他売上原価	29,652	161,250
売上総利益		
完成工事総利益	41,489	
その他の売上総利益	8,108	49,597
販売費及び一般管理費		39,938
営業利益		9,658
営業外収益		
受取利息及び配当金	354	
受取地代家賃	68	
違約金収入	100	
為替差益	90	
その他	212	825
営業外費用		
支払利息	164	
シンジケートローン手数料	4	
その他	116	284
経常利益		10,199
特別利益		
投資有価証券売却益	0	
抱合せ株式消滅差益	1	
関係会社事業損失引当金戻入額	164	166
特別損失		
固定資産除却損	78	
リース解約損	11	
減損損失	732	
関係会社貸倒引当金繰入額	207	1,030
税引前当期純利益		9,335
法人税、住民税及び事業税	2,734	
法人税等調整額	△158	2,575
当期純利益		6,759

(注) 記載金額は、百万円未満の端数を切り捨てて表示しております。

招集ご通知

株主総会参考書類

事業報告

連結計算書類

計算書類

監査報告書

連結計算書類に係る会計監査人の監査報告書 謄本

独立監査人の監査報告書

2021年7月16日

タマホーム株式会社
取締役会 御中

監査法人A & Aパートナーズ

東京都中央区

指 定 社 員 公認会計士 岡 賢治 ㊟
業務執行社員

指 定 社 員 公認会計士 永利 浩史 ㊟
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、タマホーム株式会社の2020年6月1日から2021年5月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、タマホーム株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

連結計算書類に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業を前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
 - ・ 連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
 - ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
 - ・ 経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業的前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業的前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
 - ・ 連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
 - ・ 連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。
- 監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。
- 監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

会計監査人の監査報告書 謄本

独立監査人の監査報告書

2021年7月16日

タマホーム株式会社
取締役会 御中

監査法人A & Aパートナーズ

東京都中央区

指 定 社 員 公認会計士 岡 賢治 ㊟
業務執行社員

指 定 社 員 公認会計士 永利 浩史 ㊟
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、タマホーム株式会社の2020年6月1日から2021年5月31日までの第23期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
 - ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
 - ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
 - ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
 - ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- 監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。
- 監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

監査役会の監査報告書 謄本

監 査 報 告 書

当監査役会は、2020年6月1日から2021年5月31日までの第23期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査室その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。
 - ①取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
 - ②事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。
 - ③会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

- (1) 事業報告等の監査結果
 - ①事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
 - ②取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
 - ③内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。
- (2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果
会計監査人監査法人A & Aパートナーズの監査の方法及び結果は相当であると認めます。
- (3) 連結計算書類の監査結果
会計監査人監査法人A & Aパートナーズの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2021年7月24日

タマホーム株式会社 監査役会
 常勤監査役 牛 島 毅 ㊟
 社外監査役 近 本 晃 喜 ㊟
 社外監査役 幣 原 廣 ㊟

以 上

第23期定時株主総会招集ご通知に際しての 法令及び定款に基づくインターネット開示事項

● 連結株主資本等変動計算書	1
● 連結計算書類の連結注記表	2
● 株主資本等変動計算書	13
● 計算書類の個別注記表	14

(2020年6月1日から2021年5月31日まで)

タマホーム株式会社

本事項につきましては、法令および定款第15条に基づき、インターネット上の当社のウェブサイト (<https://www.tamahome.jp>) に掲載することにより株主の皆様提供しております。

連結株主資本等変動計算書 (2020年6月1日から2021年5月31日まで)

(単位：百万円)

	株 主 資 本				
	資 本 金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
当 期 首 残 高	4,310	4,280	12,228	△0	20,818
当 期 変 動 額					
剰余金の配当	—	—	△2,061	—	△2,061
親会社株主に帰属する 当期純利益	—	—	7,168	—	7,168
株主資本以外の項目の 当期変動額 (純額)	—	—	—	—	—
当期変動額合計	—	—	5,106	—	5,106
当 期 末 残 高	4,310	4,280	17,334	△0	25,924

(単位：百万円)

	その他の包括利益累計額				非支配 株主持分	純資産合計
	その他有価証券 評価差額金	繰延ヘッジ 損 益	為 替 換 算 調 整 勘 定	その他の包括利益 累計額合計		
当 期 首 残 高	20	0	338	358	55	21,232
当 期 変 動 額						
剰余金の配当	—	—	—	—	—	△2,061
親会社株主に帰属する 当期純利益	—	—	—	—	—	7,168
株主資本以外の項目の 当期変動額 (純額)	△1	3	△144	△142	18	△124
当期変動額合計	△1	3	△144	△142	18	4,982
当 期 末 残 高	19	3	193	216	73	26,214

(注) 記載金額は、百万円未満の端数を切り捨てて表示しております。

連結注記表

(2020年6月1日から
2021年5月31日まで)

【連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項】

1. 連結の範囲に関する事項

連結子会社の数 16社 (すべての子会社)

主要な連結子会社の名称

タマ・アド株式会社

タマリビング株式会社

タマファイナンス株式会社

在住ビジネス株式会社

2. 持分法の適用に関する事項

(1) 持分法を適用した関連会社の名称

Takehashi Tama Home Development Co., Ltd.

(2) 持分法を適用していない関連会社の名称及び持分法を適用しない理由

株式会社エンパワーメント及び株式会社にしけいエアポートサービスは、当期純損益及び利益剰余金等に及ぼす影響が軽微であるため、持分法の適用から除外しております。

(3) 持分法の適用の手続について特に記載が必要であると認められる事項

Takehashi Tama Home Development Co., Ltd.の決算日は3月31日であります。持分法の適用に当たっては、同日現在の財務諸表を使用しております。

3. 連結の範囲及び持分法の適用の範囲の変更に関する事項

タマフードインターナショナル株式会社については、2020年11月1日付で当社を存続会社とした吸収合併を行ったことにより連結の範囲から除外しております。

玉福多国際有限公司については、清算終了したため連結の範囲から除外しております。

4. 連結子会社の事業年度等に関する事項

連結子会社の決算日が連結決算日と異なる会社は次のとおりであります。

会社名	決算日
Tama Global Investments Pte. Ltd.	2月28日 ※
TAMA HOME AMERICA LLC	2月28日 ※
Tama Global Investments (Cambodia) Ltd.	2月28日 ※
Tama Home (Cambodia) Ltd.	2月28日 ※
TAMA HOME AMERICA (KALAKAUA GARDENS) LLC	2月28日 ※
Tama Home Insurance Co., Ltd.	2月28日 ※
TAMA SON THANH VIETNAM JOINT STOCK COMPANY	3月31日 ※

※ 連結子会社の決算日現在の財務諸表を使用しております。

なお、連結決算日までの期間に発生した重要な取引については連結上必要な調整を行なっております。

5. 会計方針に関する事項

(1) 重要な資産の評価基準及び評価方法

①有価証券

満期保有目的の債券 ……………償却原価法（定額法）

その他有価証券

時価のあるもの……………決算期末日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）

時価のないもの……………移動平均法による原価法（投資事業有限責任組合への出資（金融商品取引法第2条第2項により有価証券とみなされるもの）については、組合契約に規定される決算報告日に応じて入手可能な直近の計算書類を基礎とし、持分相当額を取り込む方法）

②デリバティブ

時価法

③たな卸資産

未成工事支出金……………個別法による原価法

販売用不動産及び仕掛販売用不動産……………個別法による原価法（貸借対照表価額については収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）

その他のたな卸資産……………主として移動平均法による原価法（貸借対照表価額については収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）

(2) 重要な減価償却資産の減価償却の方法

①有形固定資産（リース資産を除く）

定率法（ただし、1998年4月1日以降に取得した建物（附属設備を除く）並びに2016年4月1日以降取得した建物附属設備及び構築物については定額法）を採用しております。なお、事業用定期借地権が設定されている借地上の構築物及び機械装置については、当該借地契約期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっております。

なお、主な耐用年数は次のとおりであります。

建物及び構築物	7～50年
機械装置及び運搬具	7～20
工具器具・備品	2～20

②無形固定資産（リース資産を除く）

定額法を採用しております。なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法を採用しております。

③リース資産

所有権移転ファイナンス・リース取引に係るリース資産については、自己所有の固定資産に適用する減価償却方法と同一の方法を採用しております。

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産については、リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。

(3) 重要な引当金の計上基準

①貸倒引当金

債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

②賞与引当金

従業員に対する賞与の支給に備えるため、当連結会計年度に負担すべき支給見込額を計上しております。

③完成工事補償引当金

完成工事に係る瑕疵担保の費用に備えるため、完成工事高に対する将来の補償見込額を過去の補償割合に基づいて計上しております。

(4) 重要な収益及び費用の計上基準

完成工事高及び完成工事原価の計上基準

完成工事高及び完成工事原価の計上基準については、当連結会計年度末までの進捗部分について成果の確実性が認められる工事（工期がごく短期間のものを除く）については工事進行基準（工事の進捗率の見積りは原価比例法）を、その他の工事については工事完成基準を採用しております。

(5) 重要なヘッジ会計の方法

①ヘッジ会計の方法

原則として繰延ヘッジ処理によっております。ただし、特例処理の要件を満たす金利スワップについては特例処理を採用しております。

②ヘッジ手段とヘッジ対象

- イ ヘッジ手段…為替予約
ヘッジ対象…外貨建金銭債務
- ロ ヘッジ手段…金利スワップ
ヘッジ対象…借入金利息

③ヘッジ方針

デリバティブ取引についての基本方針は取締役会で決定され、取引権限及び取引限度額を定めた社内管理規程を設け、為替変動リスクを一定の範囲内でヘッジしております。

また、借入金に係る金利変動リスクをヘッジするため金利スワップ契約を締結しております。

④ヘッジ有効性評価の方法

ヘッジ対象のキャッシュ・フロー変動の累計又は相場変動とヘッジ手段のキャッシュ・フロー又は相場変動を四半期ごとに比較し、両者の変動額等を基礎にして、ヘッジ有効性を評価することとしております。

ただし、特例処理によっている金利スワップについては、有効性の評価を省略しております。

(6) 消費税等の会計処理

消費税および地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。

【表示方法の変更に関する注記】

(「会計上の見積りの開示に関する会計基準」の適用)

「会計上の見積りの開示に関する会計基準」(企業会計基準第31号 2020年3月31日)を当連結会計年度の年度末に係る連結計算書類から適用し、連結計算書類に重要な会計上の見積りに関する注記を記載しております。

【会計上の見積りに関する注記】

1. 販売用不動産及び仕掛販売用不動産の評価

(1) 当連結会計年度の連結計算書類に計上した金額

	当連結会計年度
販売用不動産	9,234百万円
仕掛販売用不動産	10,225百万円

(2) 連結計算書類利用者の理解に資するその他の情報

①算出方法

当社グループは、棚卸資産の評価に関する会計基準に従い、販売用不動産及び仕掛販売用不動産に係る収益性の低下等により期末における正味売却価額が取得原価よりも下落している場合には、当該正味売却価額をもって貸借対照表価額としております。なお、正味売却価額は、用地取得時に策定される事業計画に基づく販売価格に基づいて算出しております。また、事業の進捗及び販売状況に応じて正味売却価額の見直しを行っております。

②主要な仮定

正味売却価額の算出に用いた主要な仮定は販売価格であり、近隣の取引事例や直近の販売実績等を考慮し立案した事業計画に基づき算出しております。

③翌連結会計年度の連結計算書類に与える影響

市況の変化、事業の進捗や販売の状況に応じて、正味売却価額が帳簿価額を下回った場合に、追加で評価損を計上する可能性があります。

2. 固定資産の評価

(1) 当連結会計年度の連結計算書類に計上した金額

	当連結会計年度
有形固定資産	18,732百万円

(2) 連結計算書類利用者の理解に資するその他の情報

①算出方法

当社グループは、当連結会計年度末に保有する固定資産について、減損の兆候の有無を確認したうえで減損損失の認識及び測定の要否を判断しております。

減損の兆候の有無の確認、減損損失の認識及び測定を行うにあたっては、キャッシュ・フローを生み出す最小単位として店舗等を基本としたグルーピングを行っており、当連結会計年度末に保有する固定資産について将来の回収可能性を検討した結果、将来キャッシュ・フローがマイナスと見込まれる固定資産に対して減損損失を計上しております。

②主要な仮定

店舗等が生み出す将来キャッシュ・フローを算出するにあたっては、店舗等別の予算を基準として合理的な見積りを行っております。

③翌連結会計年度の連結計算書類に与える影響

各店舗を取り巻く競争環境、個人消費の動向等により主要な仮定に影響を及ぼした場合、新たに減損損失が発生する可能性があります。

3. 繰延税金資産の回収可能性

(1) 当連結会計年度の連結計算書類に計上した金額

	当連結会計年度
繰延税金資産	1,946百万円

(2) 連結計算書類利用者の理解に資するその他の情報

①算出方法

当社グループは、当連結会計年度末の将来減算一時差異のうち、回収可能性があるかと判断した部分について繰延税金資産を計上しております。

②主要な仮定

回収可能性の有無の判断は、当社及び連結子会社各社ごとに翌期以降の業績予測をベースとした課税所得の見積額に基づいて行っております。

業績予測は、当連結会計年度末の手持工事高の翌期以降の進捗見込み、過年度の実績、市況等を加味し、総合的に勘案した上で算出しております。

③翌連結会計年度の連結計算書類に与える影響

将来の経済状況及び当社グループの経営環境の変化により、主要な仮定が変動した場合には、当連結会計年度末で回収可能と判断していた繰延税金資産を翌期以降に取り崩す必要性が生じる可能性があります。

【連結貸借対照表に関する注記】

1. 担保に供している資産及び担保に係る債務

(1) 担保に供している資産

現金及び預金	380百万円
受取手形・完成工事未収入金等	43
販売用不動産	3,167
仕掛販売用不動産	3,800
建物及び構築物	134
機械装置及び運搬具	2,944
土地	45
その他	2
計	<u>10,519</u>

(2) 担保に係る債務

短期借入金	3,528百万円
1年内返済予定長期借入金	288
長期借入金	2,140
計	<u>5,958</u>

2. 有形固定資産の減価償却累計額 15,428百万円

3. 保証債務

当社の顧客である住宅購入者の金融機関からの借入債務に対する保証
5,579百万円

【連結株主資本等変動計算書に関する注記】

1. 発行済株式の種類及び総数

発行済株式の種類	当連結会計年度 期首株式数	当連結会計年度 増加株式数	当連結会計年度 減少株式数	当連結会計年度 末株式数
普通株式	29,455,800株	一株	一株	29,455,800株

2. 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日
2020年8月27日 定時株主総会	普通株式	2,061	70.0	2020年5月31日	2020年8月28日

(2) 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度となるもの

次のとおり、決議を予定しております。

決議	株式の種類	配当金の 総額(百万円)	配当の原資	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日
2021年8月26日 定時株主総会	普通株式	2,945	利益剰余金	100.0	2021年5月31日	2021年8月27日

【金融商品に関する注記】

1. 金融商品の状況に関する事項

当社グループは、資金運用については短期的な預金等に限定し、また、資金調達については銀行借入による方針であります。デリバティブは、投機的な取引は行なわない方針であります。

営業債権である受取手形・完成工事未収入金等は、顧客の信用リスクに晒されております。当該リスクに関しては、当社グループの社内規程に従い各現場の管理部門が定期的にモニタリングし、残高管理を行ないリスク低減を図っております。

投資有価証券は主として株式であり、上場株式については四半期ごとに時価の把握を行っております。

営業債務である支払手形・工事未払金は、そのほとんどが1年内の支払期日であります。

借入金の使途は、運転資金及び設備投資資金であります。

なお、デリバティブは内部管理規程に従い、実需の範囲で行なうこととしております。

2. 金融商品の時価等に関する事項

2021年5月31日における連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。

(単位：百万円)

	連結貸借対照表 計上額(※)	時 価(※)	差 額
(1) 現金及び預金	32,681	32,681	—
(2) 受取手形・完成工事未収入金等	1,294	1,294	—
(3) 営業貸付金	7,200	7,191	△9
(4) 投資有価証券	45	45	—
(5) 長期貸付金	74	81	6
(6) 支払手形・工事未払金等	(15,301)	(15,301)	—
(7) 短期借入金	(12,588)	(12,588)	—
(8) 未払法人税等	(2,858)	(2,858)	—
(9) 長期借入金	(2,497)	(2,497)	0

(※) 負債に計上されているものは、() で示しております。

(注1) 金融商品の時価の算定方法

(1) 現金及び預金並びに (2) 受取手形・完成工事未収入金等

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(3) 営業貸付金

営業貸付金については、元利金の合計額を同様の新規貸付を行なった場合に想定される利率で割り引いて算定する方法によっております。

(4) 投資有価証券

時価については、株式は取引所の価格によっております。

(5) 長期貸付金

長期貸付金については、元利金の合計額を同様の新規貸付を行なった場合に想定される利率で割り引いて算定する方法によっております。

(6) 支払手形・工事未払金等、(7) 短期借入金及び (8) 未払法人税等

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(9) 長期借入金

長期借入金については、元利金の合計額を同様の新規借入を行なった場合に想定される利率で割り引いて算定する方法によっております。

(注2) 非上場株式（連結貸借対照表計上額441百万円）は、市場価格がなく、かつ将来キャッシュ・フローを見積ることなどができず、時価を把握することが極めて困難と認められるため、「(4) 投資有価証券」には含めておりません。

【1 株当たり情報に関する注記】

1 株当たり純資産額	887円47銭
1 株当たり当期純利益	243円35銭

【重要な後発事象に関する注記】

該当事項はありません。

株主資本等変動計算書 (2020年6月1日から2021年5月31日まで)

(単位：百万円)

	株 主 資 本							評価・換算 差 額 等	純資産 合 計	
	資本金	資 本 剰余金	利 益 剰 余 金			自 株	己 式 株 資 合	主 本 計		そ の 他 有 価 証 券 評 価 差 額 金
		資 本 準 備 金	利 益 準 備 金	そ の 他 利 益 剰 余 金						
				別 途 積 立 金	繰 越 利 益 剰 余 金					
当期首残高	4,310	4,249	9	850	8,065	△0	17,484	20	17,504	
当期変動額										
剰余金の 配 当	-	-	-	-	△2,061	-	△2,061	-	△2,061	
当期純利益	-	-	-	-	6,759	-	6,759	-	6,759	
株主資本以外の項目の 当期変動額 (純額)	-	-	-	-	-	-	-	△1	△1	
当期変動額 合 計	-	-	-	-	4,697	-	4,697	△1	4,696	
当期末残高	4,310	4,249	9	850	12,762	△0	22,182	19	22,201	

(注) 記載金額は、百万円未満の端数を切り捨てて表示しております。

個別注記表

(2020年6月1日から
2021年5月31日まで)

【重要な会計方針】

1. 有価証券の評価基準及び評価方法

満期保有目的の債券……………	償却原価法（定額法）
子会社株式及び関連会社株式……………	移動平均法による原価法
その他有価証券	
時価のあるもの……………	期末日の市場価格等に基づく時価法 （評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）
時価のないもの……………	移動平均法による原価法（投資事業有限責任組合への出資（金融商品取引法第2条第2項により有価証券とみなされるもの）については、組合契約に規定される決算報告日に応じて入手可能な直近の計算書類を基礎とし、持分相当額を取り込む方法）

2. たな卸資産の評価基準及び評価方法

未成工事支出金……………	個別法による原価法
販売用不動産及び仕掛販売用不動産……………	個別法による原価法（貸借対照表価額については収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）
材 料 貯 蔵 品……………	主として移動平均法による原価法（貸借対照表価額については収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）

3. 固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産（リース資産を除く）

定率法（ただし、1998年4月1日以降に取得した建物（附属設備を除く）並びに2016年4月1日以降取得した建物附属設備及び構築物については定額法）を採用しております。なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建 物	7 ～ 50年
構 築 物	10 ～ 45
工 具 器 具 備 品	2 ～ 20

(2) 無形固定資産（リース資産を除く）

定額法を採用しております。なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法を採用しております。

(3) リース資産

所有権移転ファイナンス・リース取引に係るリース資産については、自己所有の固定資産に適用する減価償却方法と同一の方法を採用しております。

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産については、リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。

4. 引当金の計上基準

(1) 貸倒引当金

債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

(2) 賞与引当金

従業員に対する賞与の支給に備えるため、当事業年度に負担すべき支給見込額を計上しております。

(3) 完成工事補償引当金

完成工事に係る瑕疵担保の費用に備えるため、完成工事高に対する将来の補償見込額を過去の補償割合に基づいて計上しております。

(4) 関係会社事業損失引当金

関係会社に対する投資等の損失に備えるため、関係会社に対する出資金額及び貸付金額等を超えて負担が見込まれる額を計上しております。

5. 収益及び費用の計上基準

完成工事高及び完成工事原価の計上基準

完成工事高及び完成工事原価の計上基準については、当事業年度末までの進捗部分について成果の確実性が認められる工事（工期がごく短期間のものを除く）については工事進行基準（工事の進捗率の見積りは原価比例法）を、その他の工事については工事完成基準を適用しております。

6. 消費税等の会計処理

消費税および地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。

【表示方法の変更に関する注記】

〔会計上の見積りの開示に関する会計基準〕の適用)

〔会計上の見積りの開示に関する会計基準〕(企業会計基準第31号 2020年3月31日)を当事業年度の年度末に係る計算書類から適用し、計算書類に重要な会計上の見積りに関する注記を記載しております。

【会計上の見積りに関する注記】**1. 販売用不動産及び仕掛販売用不動産の評価**

(1) 当事業年度の計算書類に計上した金額

	当事業年度
販売用不動産	9,234百万円
仕掛販売用不動産	10,225百万円

(2) 計算書類利用者の理解に資するその他の情報

連結注記表【会計上の見積りに関する注記】「1.販売用不動産及び仕掛販売用不動産の評価」に記載した内容と同一であります。

2. 固定資産の評価

(1) 当事業年度の計算書類に計上した金額

	当事業年度
有形固定資産	15,406百万円

(2) 計算書類利用者の理解に資するその他の情報

連結注記表【会計上の見積りに関する注記】「2.固定資産の評価」に記載した内容と同一であります。

3. 繰延税金資産の回収可能性

(1) 当事業年度の計算書類に計上した金額

	当事業年度
繰延税金資産	1,783百万円

(2) 計算書類利用者の理解に資するその他の情報

連結注記表【会計上の見積りに関する注記】「3.繰延税金資産の回収可能性」に記載した内容と同一であります。

【貸借対照表に関する注記】

1. 担保に供している資産及び担保に係る債務

(1) 担保に供している資産

販売用不動産	3,167百万円
仕掛販売用不動産	3,800
建物	35
土地	45
計	<u>7,048</u>

(2) 担保に係る債務

短期借入金	3,528百万円
1年内返済予定長期借入金	22
長期借入金	74
計	<u>3,624</u>

2. 有形固定資産の減価償却累計額 13,632百万円

3. 保証債務

- (1) 当社の顧客である住宅購入者の金融機関からの借入債務に対する保証 13,162百万円
- (2) 関係会社の金銭債務に対する保証 7,632百万円

4. 関係会社に対する金銭債権及び債務

区分掲記されたもの以外で各科目に含まれている関係会社に対する金銭債権及び債務は次のとおりであります。

短期金銭債権	164百万円
短期金銭債務	4,784

【損益計算書に関する注記】

関係会社との取引高	
売上高	332百万円
営業費用	12,274
営業取引以外の取引高	401

【株主資本等変動計算書に関する注記】

当事業年度末における自己株式の種類及び株式数	
普通株式	1株

【税効果会計に関する注記】

繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

繰延税金資産	
一括償却資産	24百万円
貸倒引当金	701
減損損失	481
未払事業税	157
未払社会保険料	112
未払賞与	711
賞与引当金	71
完成工事補償引当金	410
資産除去債務	484
関係会社株式評価損	580
その他	480
繰延税金資産小計	4,217
評価性引当額	△2,300
繰延税金資産合計	1,916
繰延税金負債	
資産除去債務	△124百万円
その他有価証券評価差額金	△8
繰延税金負債合計	△133
繰延税金資産の純額	1,783百万円

【関連当事者との取引に関する注記】

子会社及び関連会社等

(単位：百万円)

種 類	会 社 等 の 名 称	議 決 権 の 有 所 (被 所 有) の 割 合 (%)	関 連 当 事 者 と の 関 係	取 引 の 内 容	取 引 金 額 (注) 7	科 目	期 末 残 高 (注) 7
子会社	タ マ ド (株)	直接100	資金の貸借 広告宣伝の委託 役員の兼任	資金の貸借 取引 (注) 1	715	預り金	1,187
子会社	タ リ ビ ン グ マ (株)	直接100	資金の貸借 親・建築材の購入 役員の兼任	資金の貸借 取引 (注) 1	9,941	預り金	1,418
子会社	タ マ フ ァ イ ナ ンス (株)	直接100	つなぎ融資の供給 役員の兼任	債務の保証 (注) 2	7,632	—	—
子会社	タ マ ア グ リ (株)	直接100	資金の貸借 役員の兼任	資金の貸借 取引 (注) 1 資金の貸付 (注) 3 貸付金の回収	6,714 562 596	預り金 関係会社 長期貸付金	0 254
子会社	在 住 ビ ジ ネ ス (株)	直接100	資金の貸借 地盤保証等の取引保証 役員の兼任	資金の貸借 取引 (注) 1 地盤保証等の保証取引	1,361 2,988	預り金 工事未払金	557 273

種 類	会 社 等 の 称	議決権の 所 有 (被所有) の 割 合 (%)	関 連 当 事 者 と の 関 係	取 引 の 内 容	取 引 金 額 (注) 7	科 目	期 末 残 高 (注) 7
子会社	タマホーム不動産(株)	直接100	資金の貸付 役員の兼任	資金の貸付 (注) 4 貸付金の回収	1,478 1,401	関係会社 長期貸付金	377
子会社	Tama Global Investments Pte.Ltd.	直接100	資金の貸付 役員の兼任	資金の貸付 (注) 5	—	関係会社 長期貸付金	1,083
子会社	TAMA HOME AMERICA LLC	直接100	資金の貸付 役員の兼任	資金の貸付 (注) 6	—	関係会社 長期貸付金	228

取引条件及び取引条件の決定方針等

(注) 1. 資金の貸借取引は2009年11月より導入しておりますキャッシュ・マネジメント・システム(CMS)によるものであります。

なお、上記各社の利息につきましては、市場金利を勘案して決定しております。

2. タマファイナンス(株)の金融機関借入金に対し債務保証をしております。
3. タマアグリ(株)に対する資金の貸付については、市場金利を勘案して決定しており、返済条件は期間1年の一括返済としております。なお、担保は受け入れておりません。タマアグリ(株)の貸付金について、貸倒引当金を248百万円設定しております。なお、当事業年度において29百万円の貸倒引当金を取り崩しております。
4. タマホーム不動産(株)に対する資金の貸付については、市場金利を勘案して決定しており、返済条件は期間1年の一括返済としております。なお、担保は受け入れておりません。タマホーム不動産(株)の貸付金について、貸倒引当金を354百万円設定しております。なお、当事業年度において67百万円の貸倒引当金繰入額を計上しております。
5. Tama Global Investments Pte.Ltd.に対する資金の貸付については、市場金利を勘案して決定しており、返済条件は返済期日を定めておりませんが、一部の貸付金については期間7年の一括返済としております。なお、担保は受け入れておりません。Tama Global Investments Pte.Ltd.及びその子会社の貸付金について、貸倒引当金を939百万円設定しております。なお、当事業年度において155百万円の貸倒引当金繰入額を計上しております。
6. TAMA HOME AMERICA LLCに対する資金の貸付については、市場金利を勘案して決定しており、返済条件は返済期日を定めておりません。なお、担保は受け入れておりません。TAMA HOME AMERICA LLCの貸付金について、貸倒引当金を241百万円設定しております。なお、当事業年度において14百万円の貸倒引当金繰入額を計上しております。
7. 取引金額には消費税等を含めておりません。期末残高には消費税等を含めております。

【1株当たり情報に関する注記】

1株当たり純資産額	753円72銭
1株当たり当期純利益	229円48銭

【重要な後発事象に関する注記】

該当事項はありません。